

日本学生支援機構奨学金 令和2年度 特に優れた業績による返還免除制度 評価項目
【川越キャンパス所属大学院生対象】

業績の種類	日本学生支援機構の評価基準	東洋大学における評価項目			
		大学院における教育研究活動等に関する業績	提出物例	専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績	提出物例
1 独立行政法人日本学生支援機構に関する省令(平成16年文部科学省令第23号)第36条第1号に定める「学位論文その他の研究論文」	学位論文の教授会で高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載又は表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。	① 専攻分野に関連する国内外の学会から高い評価を受けた。(優秀論文等の賞を得た)	学会のプログラム(本人の氏名があるもの)の表紙と目次(発表スケジュールと本人発表のページのコピーと表彰状のコピーなど	① 国際的な学会、シンポジウム等での発表を行なった。(パネルディスカッション、作品及びコンペティションを含む)	学会のプログラム(本人の氏名があるもの)の表紙と目次(発表スケジュール)と本人発表のページのコピーなど
		② 論文が権威ある学会の定期的に刊行される論文誌に2編以上発表された。	定期刊行物の論文誌の表紙と目次と本人記載のページのコピーを2編以上	② 学会、シンポジウム等での発表を行なった。(パネルディスカッション、作品及びコンペティションを含む)	学会のプログラム(本人の氏名があるもの)の表紙と目次(発表スケジュール)と本人発表のページのコピーなど
		③ 有審査(査読及びレフリー制度)の学会誌に発表された。	学会誌の表紙と目次と本人記載のページのコピー 当該の学会誌が査読付きであるとわかる書類		
		④ 研究科委員会、教授会等で優れていると認められた。	博士前期課程: 修士論文の要旨 ※修士論文提出時に差替可。窓口で申し出ること 博士後期課程: 博士論文の要旨 本人がファーストオーサーである論文誌の表紙と目次と本人記載のページのコピー 本人がファーストオーサーである論文の要旨		
		⑤ 筆頭著書の論文が3編以上ある。	本人がファーストオーサーである論文誌の表紙と目次と本人記載のページのコピー 本人がファーストオーサーである論文の要旨		
		⑥ 共著の論文が3編以上ある。	共著である論文の要旨を3編以上		
		⑦ 学内の論文発表会において高い評価を得た。	論文の要旨と表彰状のコピー		
2 省令第36条第2号に定める「大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果」	特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	① 研究科委員会、教授会等で優れていると認められた。	特定課題研究の要旨 ※修士設計提出時に差替可。窓口で申し出ること ※川越では建築学専攻のみ対象	① 国際的発表会、展覧会等に参加し高い評価を得た。(各賞の受賞(予備審査あり)	国際的発表会・展示会に予備審査があることがわかる書類のコピー プログラム(本人の氏名があるもの)の表紙と目次と本人発表のページと表彰状のコピーなど
3 省令第36条第3号に定める「大学院設置基準第16条の2に定める試験及び審査の結果」	専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、若しくは涵蓋すべきものについての試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。又は、博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査の結果が教授会等で特に優れていると認められること。	① 研究科委員会、教授会等で優れていると認められた。	川越では該当しません。		
4 省令第36条第4号に定める「著書、データベースその他の著作物(省令第36条第1号及び第2号に掲げるものを除く。)」	専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等(省令第36条第1号及び第2号に掲げる論文等を除く。)が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。			① 出版社からの依頼により自分の研究成果を中心として一冊の単行本として刊行した。	出版社からの依頼を証明できるものと単行本
				② 公的に刊行された専門誌、図書、新聞、雑誌等に筆頭著者又は筆頭制作者として掲載された。	専門誌、図書、新聞、雑誌等に筆頭著者として掲載されたことがわかるコピー
				③ 公的に刊行された専門誌、図書、新聞、雑誌等に共著者又は共同制作者として掲載された。	専門誌、図書、新聞、雑誌等に共著者として掲載されたことがわかるコピー
5 省令第36条第5号に定める「発明」	特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。	① 特許あるいは実用新案及び商標登録等の財産に該当するような発明又は発見がおこなった。	特許等出願書類のコピーやHPで届出済みであることがわかる資料など	① 社会的に認知された発明コンテスト等で、上位入賞をした。	コンテスト等で受賞したことがわかる表彰状のコピーなど
		② 優れた手技、論理、理論等を構築した。	特許等の出願には至らなかったが、準ずるような業績であることを、学会、研究機関や専攻が証明している書類		
6 省令第36条第6号に定める「授業科目の成績」	講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。	① 研究科委員会、教授会等で優れていると認められた。	☆全員提出のこと 大学院の成績証明書 ※短期修了者もしくは短期修了予定者は、その旨を業績リストに追記してください。		
7 省令第36条第7号に定める「研究または教育に係る補助業務の実績」	リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められること。	① COE等へのリサーチアシスタントとしての参画をした。	COE等のRA採用通知コピーなど ※博士後期課程のみ対象	① 産学連携のプロジェクトに参画した。	産学連携プロジェクトに参画したことを証明できる、本人の名前がある書類 届出で提出した申請書類のコピーなど
		② 学部又は修士の学生に対して卒業(修了)研究及び論文のアドバイス及び教育についての補助業務を積極的に行った。	☆提出不要 ※TAを行った方のみ、TA報告書の提出をもって後日教学課が推薦書類に追加します。	② 他大学主体の共同研究に参画した。	学外で共同研究に参画したことが証明できる、本人の名前がある書類 届出で提出した申請書類のコピー
		③ 関連する分野において、学内での共同研究及びプロジェクト研究に参画し、中心的役割を果たした。	学内で共同研究等に参画し、本人が中心的な役割であったことを証明できる書類 届出で提出した申請書類のコピーなど		
8 省令第36条第8号に定める「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」	教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。				
9 省令第36条第9号に定める「スポーツの競技会における成績」	教育研究活動の成果として専攻分野に関連した国内外における主要な競技会等で優れた成果を収める等、特に優れた業績を挙げたと認められること。				
10 省令第36条第10号に定める「ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績」	教育研究活動の成果として専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。	① 関連する分野において、学内でのボランティア活動における中心的役割を果たした。	研究と関連する分野での学内ボランティア活動であること、本人が中心的な役割であったことを証明できる書類 ボランティア活動の概要、役員一覧など	① NGO、NPO又はボランティア活動に参画し、その活動が、社会的に高い評価を得た。	研究と関連する分野のNGO・NPO・ボランティア活動に参画したことを証明できる書類 届出書類および本人氏名がある名簿のコピーなど 社会的に高い評価を得たことを証明できる新聞のコピーなど
				② 公共機関が設置する関連する分野の委員会、懇談会の委員として参画している。	公共機関が設置する、本人の研究に関連する分野で委員会等の委員として参画していることを証明できる書類 委員の委任状など
11 省令第36条第11号に定める「その他機構が定める業績」	大学院博士課程において、貸与奨学規定(機構平成16年規程第16号)第19条第2項又は第21条第1項の事由に該当することなく、修業年限内で課程を修了すること。ただし、修業年限の終期より前に貸与期間が終了となる場合は、修了する見込みであること。	① 研究科委員会、教授会等で認められた。			